



人財育成 支援事業助成金

従業員の職業能力の開発及び向上に
取り組む費用の一部を助成します。

対象経費の例

- ◆ 資格試験の受験料
- ◆ 講座・講習等の受講料
- ◆ 研修の講師謝礼 など

最大
10万円

助成率2/3

申請受付期間

令和8年6月10日（水）～令和9年1月29日（金）

※予算に達し次第受付を締め切ります



助成概要

■助成対象者

- 1 区内に本社又は事業所を有し、継続して1年以上事業を営む中小企業者
- 2 構成員の3分の2以上が上記1に該当する助成事業グループ

■助成対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

※上記期間内に受験、受講、実施、資格取得、支払などの全ての事業が完了し、成果の確認ができること。

■助成限度額及び助成率

最大10万円 / 助成対象経費の3分の2以内（千円未満切捨て）

■助成対象事業

次の条件を全て満たす事業

- (1) 従業員に資格を取得させる事業又は従業員の技術や知識の習得に資する研修事業であること。
※本助成金において「従業員」とは、中小企業者等と雇用契約を結び、雇用契約に基づいて雇用されているものをいいます。ただし、区内に本社を有しない中小企業者においては、区内の事業所に勤務しているものに限りします。
- (2) 職務に密接に関連し、業務の遂行に必要な事業であること。
- (3) 助成対象期間内に完了し、実績報告に係る書類を提出できること。
- (4) 事業に必要な経費を従業員に負担させないこと。

■助成対象経費

項 目	内 容
従業員に資格を取得させる事業	資格試験の受験料、検定試験の受検料、資格取得の条件となる教育課程・講座・講習等の受講料（注） 【対象事例】 ・工場内で使用するフォークリフトの免許取得に係る受講料 ・デジタル人材育成に向けた各種IT資格試験の受験手数料 など
従業員の技術や知識の習得に資する研修事業	講師謝礼、研修で使用する教材の購入費、会場費、講座・講習等の受講料、研修参加費 【対象事例】 ・金属加工事業者が3D CADの使用法に関する研修を受講する際の受講料 ・建設事業者における職長・安全衛生責任者教育講習の受講料 など

（注）資格の取得ができなかった場合、当該資格に係る経費は助成対象外となります。

■申請方法

公社ホームページからダウンロードした申請様式に必要書類を添えて、公社から連絡するファイル転送サービスから電子データにて提出してください。



詳しくは・・・

「人財育成支援事業助成金」のホームページに掲載している「**実施要領**」をご覧ください。

<https://itabashi-kohsha.com/subsidies/69i46e0uywu2hamx.html>

お問合わせ

公益財団法人 板橋区産業振興公社 販路拡大・技術支援グループ 人財育成支援事業助成金担当
〒173-0004 東京都板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5階 E-mail: khk@itabashi-sangyo.jp
TEL: 03-3579-2191（平日9時～17時）